

要 旨

都道府県（立）公文書館において、基礎自治体である市町村を支援していくことは重要な役割の一つである。とりわけ、高知県においては、全国で 39 番目に県立公文書館が設置されたものの県内市町村には十分な公文書管理の体制が整っていないことを危惧し、設置検討段階から市町村支援の必要性が議論されてきた。

その結果、公文書管理条例施行規則第 11 条第 1 項第 4 号に市町村支援に関する業務が規定されることとなったが、開館以降 3 年間は手探り状態で研修、市町村訪問、公文書の管理状況に関する調査等を実施してきた。

しかし、現時点で市町村に公文書館の機能と役割が十分伝わっている状態とはいえ、双方の関係性を意識しないまま業務を進めてきた部分がある。

そこで本稿では、高知県立公文書館における市町村支援を今後どのように計画的に展開させていくのかという課題意識をもち、その解決策を探りたい。そのために、まず他の都道府県（立）公文書館の取組状況をまとめ、全体的傾向を考察した。結果をみると、市町村支援の実施主体は、公文書館である場合と公文書館が事務局となって組織されている連絡協議会の場合の 2 例に分かれていた。そして、市町村支援の具体的な方法には、研修会等、助言・支援、市町村訪問、連携展示、災害時の対応、支援のためのツール作成の 6 項目があると分かった。

また、都道府県（立）公文書館の中でも、鳥取県立公文書館は、市町村支援の業務を条例に規定し、市町村支援メニューの充実化を図っていた。そのため、参考とすべき点が多く、鳥取県の事例分析により、制度と実務の両面から当該業務をとらえることの重要性を認識した。そして、この両面から業務を進めるためには、県と市町村の連携・協力関係を構築したうえで支援機能を強化すること、市町村支援メニューの効果的な実施方法を考案することの 2 点が必要だと考えた。

そこで、高知県立公文書館における市町村支援の課題をこの二つの視点からとらえ、今後 10 年間で県、市町村、資料保存機関の 3 者の連携・協力関係を構築することを目指す市町村支援案を提案した。

本県のこれまでの取組状況を考慮すると、県と市町村、市町村と市町村、県と市町村と資料保存機関等、各々の関わりによって形成されたネットワークを活用し、全体の連携・協力関係を構築することが課題解決策の鍵となるだろう。そして、このネットワーク拡大に向けて、市町村全体へのアプローチと地域の特性に応じた実務的支援を継続することで 3 者の連携・協力関係をより強化できると考えた。

これをネットワーク形成型市町村支援案と位置づけ、当該市町村支援案の実施により、県、市町村、資料保存機関が一体となって県内の歴史公文書等の保存に取り組んでいくことを目指したい。